

申立人が希望した人（候補者）が選ばれない可能性がある例

（後見人等に選ばれたとしても、後見等監督人が選任される可能性もあります）

- (1) 親族間に意見の対立がある場合
- (2) 預貯金等の額や種類が多い場合
- (3) 本人について、訴訟・調停・債務整理等、法的手続を予定している場合
- (4) 遺産分割協議など候補者と本人との間で利益相反する場合
- (5) 候補者と本人との間に高額な貸借や立替金があり、その清算について本人の利益を特に保護する必要がある場合
- (6) 従前、本人との関係が疎遠であった場合
- (7) 賃料収入など、大きな変動が予想される財産を保有する場合
- (8) 候補者と本人との生活費等が十分に分離されていない場合
- (9) 申立時に提出された財産目録や収支予定表の記載などから、今後の後見人等としての適正な事務遂行が難しいと思われる場合
- (10) 候補者が後見等事務に自信がなかったり、相談できる者を希望する場合
- (11) 候補者が自己又は自己の親族のために本人の財産を利用（担保提供を含む。）し、又は利用する予定がある場合
- (12) 候補者が本人の財産の運用（投資）を目的としている場合
- (13) 候補者が健康上の問題や多忙などで適正な後見等の事務を行えない、又は行うことが難しい場合
- (14) 本人の財産状況が不明確であり、調査を要する場合